

岩手医科大学利益相反マネジメントポリシー

平成 26 年 4 月 1 日制定

岩手医科大学は、人としての教養を高め、十分な知識と技術とを修得させ、更に進んでは専門の学理を究め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献させることを使命とし、医学教育、歯学教育及び薬学教育を通じて誠の人間を育成することを目的に掲げています。そして教育・研究に続く第三の使命として社会への直接的な貢献を掲げ、その一環として産学官連携活動の推進を図っているところです。

現在、国を挙げて科学技術創造立国の実現に向けた取り組みがなされている中で、我が国の知の基盤を支える公的教育研究機関としての大学には、産学官連携活動等の多様な知的活動を通じてこれに貢献することが期待されています。

産学官連携を推進するに当たっては、大学や教職員等が特定の企業等から正当な利益を得る、または特定の企業等に対し必要な範囲で責務を負うことは当然に想定され、また妥当なことです。しかし、一方では、大学と企業等の立場の相違から、教職員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学におけるそれらと衝突する可能性もあります。このことに対して大学が対応を怠れば、大学の社会的信頼が損なわれる可能性もあり、結果として産学官連携の推進自体が阻害されるリスクがあります。

岩手医科大学は、産学官連携活動に携わる教職員等の意思を尊重すると共に、教職員等が適切に活動に取り組むことができるようリスクについて未然に対処するため、利益相反マネジメントを実施する必要があります。

よって岩手医科大学は、

- (1) 利益相反マネジメントに真摯に取り組むことで透明性の高い産学官連携活動を実現し、社会的信頼を担保しながら健全な社会貢献の推進に努めます。
- (2) 教職員等としての本来の責務や連携活動の公益性等に対して、産学官連携活動による個人的利益を優先することがないよう、利益相反を適切にマネジメントするための体制を整備し、その適応のもとに社会貢献を実施します。
- (3) 利益相反マネジメントを行うにあたり収集した個人情報、法律に基づき適正に管理し、教職員等のプライバシーの保護、守秘義務の徹底を図ります。また、必要な場合には産学官連携に関する利益相反回避のための措置をとることを教職員等に求めます。
- (4) 利益相反マネジメントに従って産学官連携活動を行う教職員等に対して社会から疑義が提起された場合には、大学が利益相反マネジメントについての説明責任を果たします。
- (5) 教職員等は利益相反が日常的に生ずる可能性があることを認識し、適正な産学官連携に努めることができるよう、利益相反に関する啓発活動を実施します。